

## 山梨県農薬適正使用アドバイザー認定事業実施細則

### 第1 研修の実施方法

#### 1 農薬適正使用アドバイザー認定研修の受講資格

受講資格は次のいずれかによるものとする。

- (1) 満20歳以上の農薬販売業者又はその従業員で、現に農薬の販売業務に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上ある者。
- (2) 県内農業団体において、病虫害防除及び農薬散布履歴記帳等の営農指導業務に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上ある者。
- (3) 指導農業士及び青年農業士、JA等の生産部会役員等、地域で指導的立場にある農業者。
- (4) 県内病虫害の発生予察事業、その他農作物の病虫害防除に関する事務に従事する者として知事が委嘱した病虫害防除員。

#### 2 受講の申請

研修を受講しようとする農薬使用者等は、様式第1号に所定事項を記載のうえ、知事あて提出する。もしくは、県が別途提示する様式に所定事項を記載し、提出する。

#### 3 研修カリキュラム

研修カリキュラムは、別紙1を標準とする。

### 第2 認定証の交付及び返納

1 知事は山梨県農薬適正使用アドバイザー認定事業実施要綱（以下「要綱」という。）により、農薬適正使用アドバイザーとして認定した者に対して様式第2号に定める認定証を交付するものとする。

2 認定証を滅失し、又は汚損した農薬適正使用アドバイザーは、知事にその旨を届出て、認定証の再交付を申請することができる。

3 農薬適正使用アドバイザーである者が、農薬の使用若しくは使用指導、販売に携らなくなった場合、又は要綱による認定の取り消しを受けた場合は、認定証を速やかに知事に返納するものとする。

### 第3 認定証記載内容の変更

1 認定証の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに様式第3号にて知事に届出を行うものとする。

2 認定証の記載内容変更の届出を受けた知事は、認定証の当該事項の書換を行うものとする。

### 第4 費用負担

農薬適正使用アドバイザー認定事業に要する教材費等については、受講者の負担とする。

### 第5 研修受講の免除

1 山梨県農薬適正使用アドバイザー認定事業実施要綱第3の2の(1)及び(3)における「これと同等以上の知識を持つと認めた者」及び「これと同等以上の知識を持つと認めた場合」とは以下の資格を所持する者及び場合とする。

「緑の安全管理士」

2 前項の該当者が認定を受ける場合は様式第4号にて知事に申請するものとする。もしくは、県が別途提示する様式に所定事項を記載し、提出する。

### 第6 他の都道府県からの転入者に対する措置

山梨県以外の都道府県から農薬適正使用アドバイザー又はこれと同等の資格の認定を受けた者であって、この要綱に定める農薬適正使用アドバイザー養成研修の受講資格を有する者が山梨県内に住所又は勤務先を有したときには、様式第5号にて知事に届け出て、認定証を受けることができる。その場合の認定期間は、他の都道府県による認定有効期間までもしくは他の都道府県において認定を受けた年度から3年後の3月31日までのいずれか早い期日までとする。

附則 この細則は、平成17年1月13日から施行する。  
この細則は、平成19年12月13日に一部改正する。  
この細則は、平成22年3月24日に一部改正する。  
この細則は、平成22年12月9日に一部改正する。  
この細則は、平成27年11月30日に一部改正する。  
この細則は、令和元年11月8日に一部改正する。  
この細則は、令和4年12月12日に一部改正する。  
この細則は、令和5年12月15日に一部改正する。  
この細則は、令和6年1月22日に一部改正する。  
この細則は、令和6年9月9日に一部改正する。  
この細則は、令和6年12月16日に一部改正する。

## 山梨県農薬適正使用アドバイザー認定研修受講申請書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の

住 所 〒

氏 名

生年月日 年 月 日

勤務先の

住 所 〒

名 称

電話番号

メールアドレス

山梨県農薬適正使用アドバイザー認定研修を受講したいので、下記関係書類を添えて申請します。  
 ※次の表の該当箇所に☑を付け、必要書類を添付すること(□にカーソルを合わせクリック⇒☑)。

職種 (どれかに☑)	<input type="checkbox"/> 地域で指導的立場にある農業者	<input type="checkbox"/> 農業団体に指導的立場にある職員
	<input type="checkbox"/> JA営農指導員	<input type="checkbox"/> JA購買職員
	<input type="checkbox"/> 農薬販売者	<input type="checkbox"/> その他 ( )

認定区分 (どちらかに☑)	<b>【必要書類】</b> ・認定区分により異なる ・新規申請者は申請書と合わせて提出すること
<input type="checkbox"/> 更新	・前回の認定証 (研修当日に持参すること)
<input type="checkbox"/> 新規	・農薬関係実務経験証明書 (別添)

毒物劇物取扱責任者の資格の有無 (どちらかに☑)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
--------------------------	---

記載された個人情報は、適切に管理し、山梨県農薬適正使用アドバイザー認定事業推進に係る業務のみに利用させていただきます。

様式第1号（別添）

## 農薬関係実務経験証明書

山梨県知事 殿

(氏名) \_\_\_\_\_ は、昭和・平成・令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から

昭和・平成・令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

(団体名) \_\_\_\_\_ に

(職名) \_\_\_\_\_ として従事しており、

本研修の受験資格者であることを証明いたします。

(証明を受ける者が代表者である場合には、自らを証明することもやむを得ません。)

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

団体名

代表者氏名

様式第2号

認定証様式は、下記のとおりとし、大きさは縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

〈表面〉

<p>令和 年度</p> <p>山梨県農薬適正使用アドバイザー認定証</p>
<p>〈農薬適正使用アドバイザーの役割〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 農薬散布履歴の記帳推進</li><li>② 農薬使用基準の遵守及び使用者へのアドバイス</li><li>③ 周辺環境(動植物、河川、通行者、周辺住民等)に配慮した農薬散布の励行</li><li>④ 薬剤散布作業による事故、中毒の防止</li><li>⑤ 農薬の適正な保管、管理</li><li>⑥ 毒物または劇物に指定された農薬の適正使用</li><li>⑦ 事故例が多いことから特に注意を要する農薬への安全使用</li><li>⑧ その他地方公共団体・農業団体等が取り組む農薬適正使用推進への参加・協力</li></ul>

〈裏面〉

<p>第 一 号</p> <p>氏 名 _____</p> <p>生年月日 _____</p> <p>勤務先の名称及び住所 _____</p> <p>_____</p>
<p>上記の者を山梨県農薬適正使用アドバイザーとして認定する。</p> <p>ただし、認定期間は令和 年 月 日までとする。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>山梨県知事 印</p>

農薬適正使用アドバイザー認定証記載内容変更届出書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の

住 所 〒

氏 名

生年月日 年 月 日

勤務先の

住 所 〒

名 称

電話番号

メールアドレス

山梨県農薬適正使用アドバイザー認定事業実施細則第3条第1項の規定により、農薬適正使用アドバイザーの認定証記載内容の変更を届出ます。

1 認定証記載内容の変更点

旧	
新	

2 変更の生じた年月日

年 月 日

※この届出書は農薬適正使用アドバイザー認定証（前回分）とともに郵送すること。

## 山梨県農薬適正使用アドバイザー認定研修受講免除申請書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の

住 所 〒

氏 名

生年月日 年 月 日

勤務先の

住 所 〒

名 称

電話番号

メールアドレス

山梨県農薬管理指導士認定事業実施細則第5により、研修受講の免除を申請したいので、下記関係書類を添えて提出します。

※次の表の該当箇所に☑を付け、必要書類を添付すること（□にカーソルを合わせクリック⇒☑）。

職種（どれかに☑）	<input type="checkbox"/> 地域で指導的立場にある農業者	<input type="checkbox"/> 農業団体で指導的立場にある職員
	<input type="checkbox"/> JA営農指導員	<input type="checkbox"/> JA購買職員
	<input type="checkbox"/> 農薬販売者	<input type="checkbox"/> その他 ( )

認定区分（どちらかに☑）	【必要書類】 ・認定区分により異なる ・郵送にて提出すること
<input type="checkbox"/> 更新	・緑の安全管理士認定書の写し ・農薬適正使用アドバイザー認定証（前回分）
<input type="checkbox"/> 新規	・緑の安全管理士認定書の写し

毒物劇物取扱責任者の資格の有無（どちらかに☑）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-------------------------	---

記載された個人情報、適切に管理し、山梨県農薬適正使用アドバイザー認定事業に係る業務のみに利用させていただきます。

山梨県農薬適正使用アドバイザー認定申請書  
(他都道府県からの転入用)

令和 年 月 日

山梨県知事宛

申請者の

住 所 〒

氏 名

生年月日 年 月 日

勤務先の

住 所 〒

名 称

電話番号

メールアドレス

山梨県農薬適正使用アドバイザー認定事業実施細則第6の規定により、下記関係書類を添えて申請します。

※次の表の該当箇所に☑を付け、必要書類を添付すること(□にカーソルを合わせクリック⇒☑)。

職種 (どれかに☑)	<input type="checkbox"/> 地域で指導的立場にある農業者	<input type="checkbox"/> 農業団体で指導的立場にある職員
	<input type="checkbox"/> JA営農指導員	<input type="checkbox"/> JA購買職員
	<input type="checkbox"/> 農薬販売者	( <input type="checkbox"/> その他 )

認定の種類・名称	
認定を受けた都道府県	
認定有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

毒物劇物取扱責任者の資格の有無 (どちらか☑)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
-------------------------	----------------------------	----------------------------

【添付書類】

- ・現在取得している都道府県農薬適正使用アドバイザー等の認定証の写し(及び認定有効期間のわかるもの)

記載された個人情報、適切に管理し、山梨県農薬管理指導士認定事業に係る業務のみに利用させていただきます。



## 農薬適正使用アドバイザー認定研修カリキュラム

科 目	研 修 内 容
1 植物防疫概要	植物防疫及び農薬行政に関する基礎知識
2 関係法令	(1) 農薬取締法に基づき、農薬使用者が遵守すべき事項、農薬の安全かつ適正使用に関する事項 (2) 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物又は劇物に指定された農薬の使用、処理及び保管管理に関して遵守すべき基礎的な事項 (3) その他農薬を使用に関する法令の内容等
3 農薬一般	農薬の種類、特性、開発、生産と流通に関する基礎知識
4 病虫害、雑草防除	(1) 病虫害概論と防除、雑草概論と防除に関する基礎知識 (2) 農薬散布、使用に関する基礎知識
5 農薬の安全性評価	(1) 農薬安全性評価の仕組み (2) 毒性試験の概要 (3) 農薬の残留性と安全性
6 農薬の安全適正使用	(1) 農薬の購入、保管管理上の注意 (2) 農薬使用時の事故防止 (3) 農作物に対する残留防止、隣接園への飛散防止 (4) 水産動植物に対する被害防止
7 農薬適正使用 アドバイザーの任務	農薬使用者に対する農薬の安全かつ適正な使用方法について地域において的確な指導を行い、安全・安心な農産物の生産・流通対策における農薬適正使用アドバイザーの位置づけ、果たすべき役割、遵守すべき事項等